

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.4.19



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

## 三菱UFJ 純金ファンド

〈愛称:ファインゴールド〉

追加型投信／国内／その他資産(商品)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分   |      |        |
|---------|--------|-------------------|--------|------|--------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
| 追加型     | 国内     | その他資産<br>(商品)     | その他資産  | 年1回  | 日本     |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、受益証券発行信託(商品)です。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「三菱UFJ 純金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月18日に関東財務局長に提出しており、2025年4月19日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

42兆7,934億円  
(2025年1月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

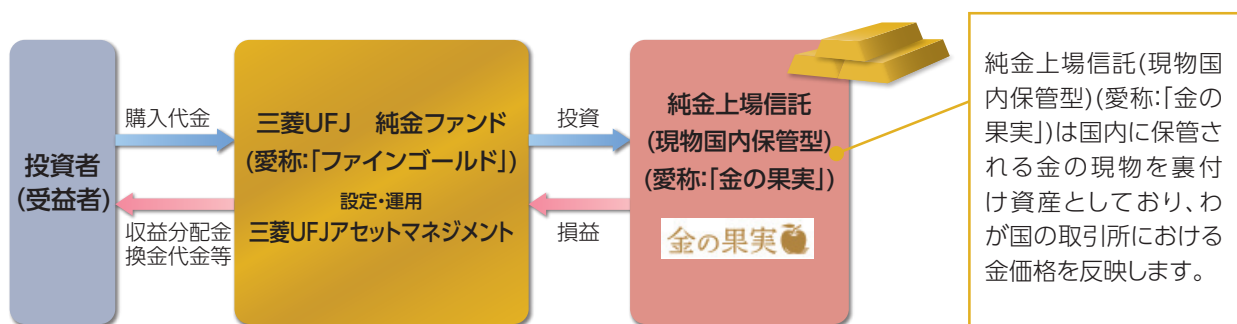
わが国の取引所における金価格の値動きをとらえることをめざします。

## ファンドの特色

### ■ファンドの仕組み

「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:「金の果実」)を主要投資対象とします。

- 純金上場信託(現物国内保管型)(愛称:「金の果実」)への投資比率は原則として高位を維持します。



📖 わが国の取引所における金価格とは、大阪取引所における金1グラムあたりの先物価格をもとに現在価値として算出した理論価格をいい、ファンドの参考指標です。

### <運用プロセス>

#### ステップ1：追加設定・解約などの確認

↓ ファンドへの追加設定・解約を確認し、売買の必要性などを検討します。

#### ステップ2：売買金額を決定

↓ 「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:「金の果実」)の売買額を決定します。

#### ステップ3：売買執行

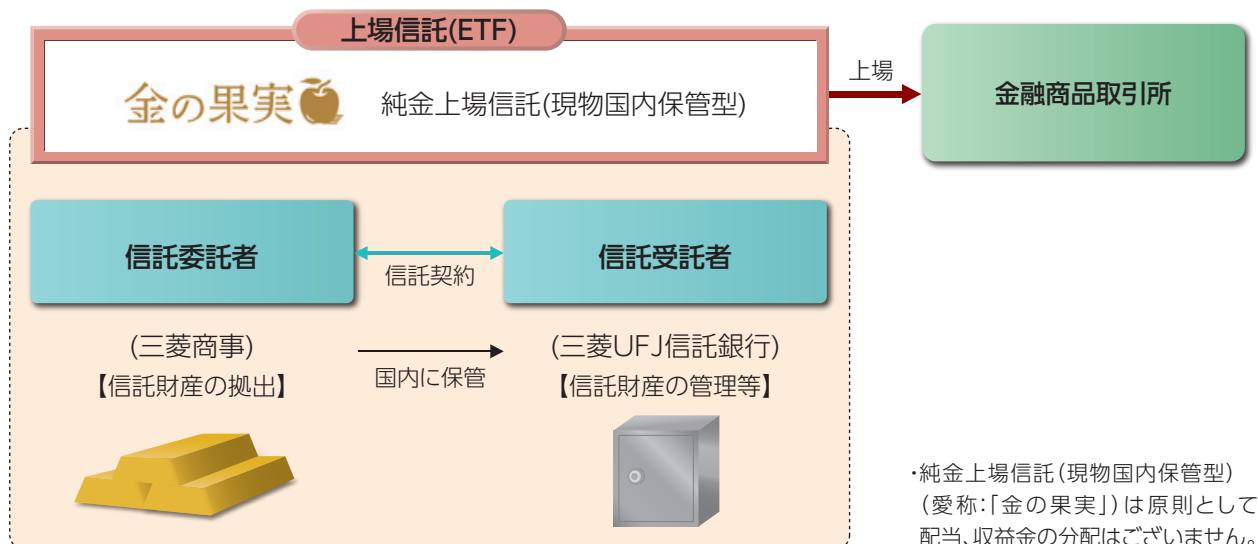
↓ 売買を執行します。売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

❗ 上記の各運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。  
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

## ■「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:「金の果実」)について

- 純金上場信託(現物国内保管型)(愛称:「金の果実」)とは、三菱商事が信託委託者として拠出した金の現物を、信託受託者である三菱UFJ信託銀行が信託財産として国内に保管した上で、当該信託財産を裏付けとして発行された受益証券発行信託の受益権を、2010年7月に東京証券取引所に上場したETFです。指標価格は大阪取引所における金1グラムあたりの先物価格をもとに現在価値として三菱UFJ信託銀行が算出した理論価格を使用しています。



※ファンドはわが国の取引所における金価格の値動きをとらえることをめざしていますが、ファンドの主要投資対象である「金の果実」の市場価格は市場の需給により変動するため、ファンドの基準価額は金価格の理論値である指標価格および日本における金の店頭小売・買取価格や海外で公表される取引価格と乖離が生じる場合があります。

## ■主な投資制限

|          |  |
|----------|--|
| 受益証券発行信託 | 受益証券発行信託の受益証券への投資割合に制限を設けません。  |
| 外貨建資産    | 外貨建資産への投資は行いません。   |
| デリバティブ   | デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 |



年1回の決算時(1月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、特定の上場有価証券(「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:「金の果実」)をいいます。)への投資に係るリスクを伴いますが、複数銘柄に分散する場合に比べ、分散投資効果が得られないことから、当該上場有価証券が受けるリスクの影響をほぼ直接に受けます。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

一般に、金地金の指標価格は金の需給関係や為替、金利の変動など様々な要因により大きく変動します。また、組入上場有価証券は金地金の指標価格の変動等の影響を受けて変動します。このため、ファンドはその影響を受け、組入上場有価証券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

### 為替変動 リスク

ファンドは外貨建資産への投資は行いませんが、当該上場有価証券の裏付けとなる金地金の指標価格は一般的に為替相場の変動の影響を受けます。また、為替ヘッジは行いません。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、ファンドが組み入れている上場有価証券は、一般的に株式と比べ取引規模が小さく、取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

### 信用リスク

ファンドは、実質的に金地金のみを保有するため、信用リスクが基本的にありません。ただし、一部余資運用があり、信用リスクはその影響を受けますので、基準価額の変動要因となります。

## ■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドから金地金へ交換することはできません。また、ファンドで直接金地金を保有することはありません。
- ファンドの組入上場有価証券の市場価格と金地金の指標価格は、組入上場有価証券における信託報酬等のコスト負担等により一致した推移となることをお約束するものではなく、ファンドにおいても信託報酬等のコスト負担等により基準価額が指標価格と一致した推移となることをお約束するものではありません。

## ■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



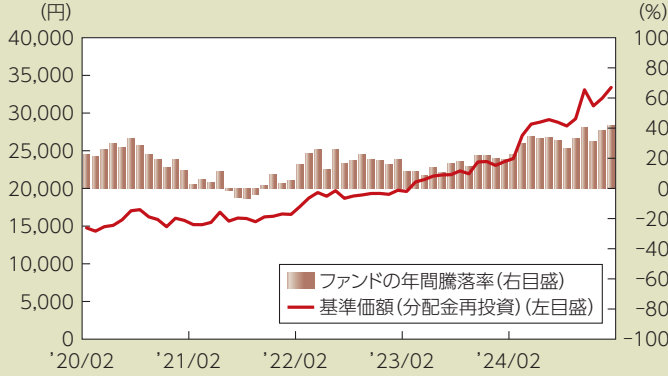
# 投資リスク

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

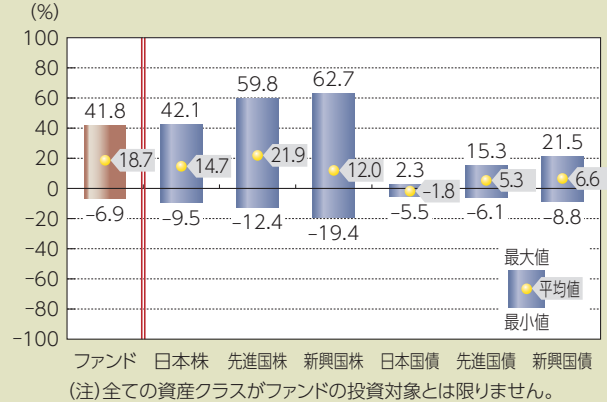
### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2020年2月末～2025年1月末)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年2月末～2025年1月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等  |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み)       | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。   |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み)     | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。   |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。  |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。   |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本)      | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。  |

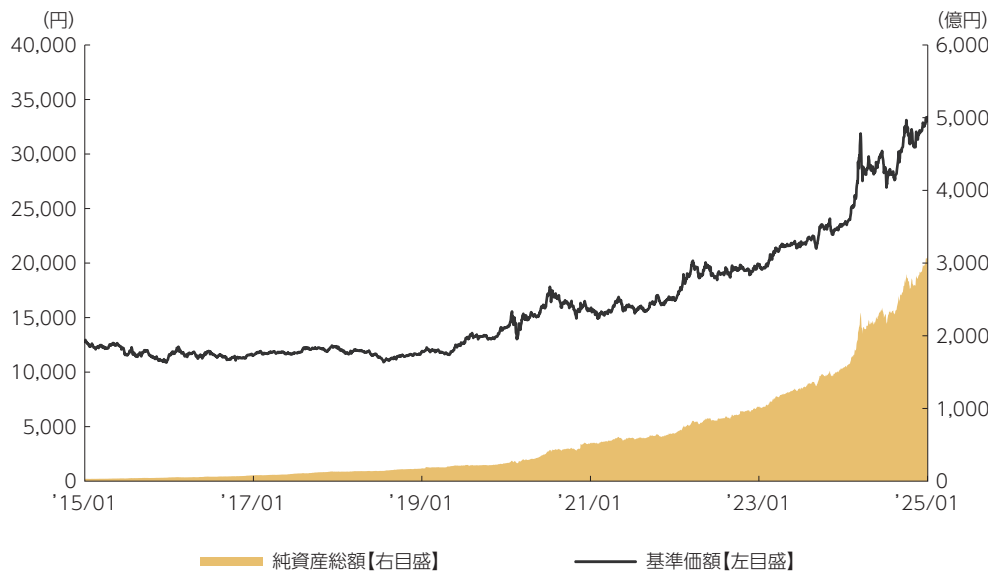
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



# 運用実績

2025年1月31日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2015年1月30日～2025年1月31日



●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 33,403円 |
| 純資産総額 | 3,110億円 |

●純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

|         |    |
|---------|----|
| 2025年1月 | 0円 |
| 2024年1月 | 0円 |
| 2023年1月 | 0円 |
| 2022年1月 | 0円 |
| 2021年1月 | 0円 |
| 2020年1月 | 0円 |
| 設定来累計   | 0円 |

●分配金は1万口当たり、税引前

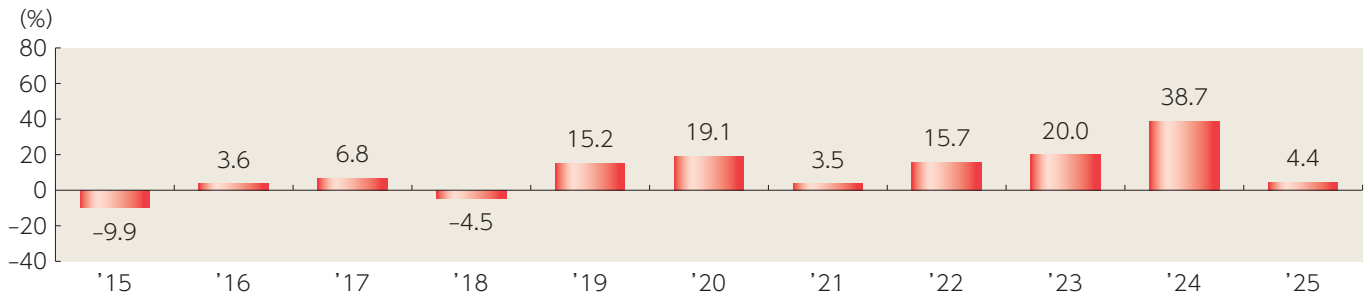
## ■主要な資産の状況

| 資産別構成              | 比率     |
|--------------------|--------|
| 受益証券発行信託の受益証券      | 99.7%  |
| コールローン他<br>(負債控除後) | 0.3%   |
| 合計                 | 100.0% |

| 組入上位銘柄          | 比率    |
|-----------------|-------|
| 純金上場信託(現物国内保管型) | 99.7% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2025年は年初から1月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

|            |                   |   |
|------------|-------------------|---|
| <br>購入時    | 購入単位              | 販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。   |
|            | 購入価額              | 購入申込受付日の基準価額<br>※基準価額は1万円当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。  |
|            | 購入代金              | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。   |
| <br>換金時    | 換金単位              | 販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。   |
|            | 換金価額              | 換金申込受付日の基準価額  |
|            | 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。  |
| <br>申込について | 申込締切時間            | 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合があります。  |
|            | 購入の申込期間           | 2025年4月19日から2026年4月17日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。   |
|            | 換金制限              | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。   |
|            | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象とするETFの売買停止等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。  |
| <br>その他    | 信託期間              | 無期限(2011年2月7日設定)  |
|            | 繰上償還              | 投資対象とするETFが、上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合には、繰上償還となります。<br>なお、以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。<br>・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合<br>・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                 |
|            | 決算日               | 毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)  |
|            | 収益分配              | 年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。)<br>販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。   |
|            | 信託金の限度額           | 5,000億円   |
|            | 公告                | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。   |
|            | 運用報告書             | 毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。  |
|            | 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。<br>販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |



## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|   |        |  |                                 |
|---|--------|--|---------------------------------|
| 購入時手数料                                  | 支払先    | 購入時手数料   | 対価として提供する役務の内容                  |
|   | 販売会社   | 購入価額に対して、 <b>上限1.1% (税抜 1%)</b><br>(販売会社が定めます) | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |
| (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) |        |  |                                 |
| 信託財産留保額                                 | ありません。 |  |                                 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |  |   |        |       |     |      |      |      |        |        |        |       |     |                |      |   |      |                                   |      |                                 |
|------------------|--|---|--------|-------|-----|------|------|------|--------|--------|--------|-------|-----|----------------|------|---|------|-----------------------------------|------|---------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 当該ファンド   | <p>運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。<br/>                 日々の純資産総額に対して、<b>年率0.55% (税抜 年率0.5%)</b>をかけた額<br/> <math display="block">1\text{万口当たりの信託報酬} = \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)</math>                 ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。<br/>                 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。</p> <table border="1"> <tr> <td>支払先</td> <td>委託会社</td> <td>販売会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>配分(税抜)</td> <td>0.225%</td> <td>0.225%</td> <td>0.05%</td> </tr> </table> <p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。<br/>                 (有価証券の貸付の指図を行った場合)<br/>                 有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。<br/>                 その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。<br/>                 この場合、ファンドの品貸料の<b>49.5% (税抜 45.0%) 以内</b>の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。<br/>                 委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1:1の割合となります。<br/>                 ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> <p>&lt;各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>支払先</td> <td>対価として提供する役務の内容</td> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </table> |        |       | 支払先 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 配分(税抜) | 0.225% | 0.225% | 0.05% | 支払先 | 対価として提供する役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | 販売会社 | 交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |
|                  | 支払先  | 委託会社  | 販売会社   | 受託会社  |     |      |      |      |        |        |        |       |     |                |      |   |      |                                   |      |                                 |
|                  | 配分(税抜)   | 0.225%  | 0.225% | 0.05% |     |      |      |      |        |        |        |       |     |                |      |   |      |                                   |      |                                 |
|                  | 支払先  | 対価として提供する役務の内容  |        |       |     |      |      |      |        |        |        |       |     |                |      |   |      |                                   |      |                                 |
| 委託会社             | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等  |   |        |       |     |      |      |      |        |        |        |       |     |                |      |   |      |                                   |      |                                 |
| 販売会社             | 交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等  |   |        |       |     |      |      |      |        |        |        |       |     |                |      |   |      |                                   |      |                                 |
| 受託会社             | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等  |   |        |       |     |      |      |      |        |        |        |       |     |                |      |   |      |                                   |      |                                 |
| 投資対象とするETF       | 投資対象ETFの純資産総額に対して <b>年率0.44% (税抜 年率0.4%)</b><br>(運用および管理等にかかる費用)   |   |        |       |     |      |      |      |        |        |        |       |     |                |      |   |      |                                   |      |                                 |
| 実質的な負担           | 当該ファンドの純資産総額に対して <b>年率0.99%程度 (税抜 年率0.9%程度)</b><br>※投資対象とするETFの信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。<br>(2025年1月末現在)<br>※上記料率は今後変更となる場合があります。   |   |        |       |     |      |      |      |        |        |        |       |     |                |      |   |      |                                   |      |                                 |
| その他の費用・手数料       | 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。<br>・監査法人に支払われるファンドの監査費用<br>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料<br>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用<br>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等<br>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |   |        |       |     |      |      |      |        |        |        |       |     |                |      |   |      |                                   |      |                                 |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



# 手続・手数料等



## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期            | 項目        | 税金  |
|---------------|-----------|---|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2025年1月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年1月23日~2025年1月20日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 0.96%     | 0.95%      | 0.01%     |

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。





目論見書を読み解くガイド

[https://www.am.mufg.jp/basic/first\\_time/faqpoint/index.html](https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html)